

## 書評

### 浦長瀬 隆「中近世日本貨幣流通史 ——取引手段の変化と要因——」

本 多 博 之

#### I はじめに

本書は、土地売券に見られる支払手段を集計して貨幣流通の実態を明らかにされた玉泉大梁氏の方法論を継承し、日本の16世紀から18世紀における貨幣流通の実態を実証的に明らかにし、貨幣使用の変化とその要因について丹念に考察されたものである。15世紀後半に日本で突如起こった「撰銭」状況の発生原因や、それに対応するため室町幕府をはじめとする諸権力が発令した撰銭令（撰銭禁令）の内容やその効果については長い研究史があり、ここ最近でも議論が活発化しているが、中世と近世を横断する形で論じたものは意外に少なく、中近世移行期における貨幣流通の実態を銭貨だけでなく米や金銀も含めて多角的に分析してさまざまな諸事実を明らかにし、多くの課題を提起された点で高く評価できる。まず、各章ごとの内容を具体的に紹介したい。

#### II 内容の紹介

第一～三章までは、多聞院日記や妙心寺文書・大徳寺文書・京都冷泉町文書、そして菅浦文書等を素材として、奈良・京都・近江菅浦における商品取引・賃金・不動産取引・貸借・寄付行為等の件数分析から、中心的な取引手段が銭→米→銭→米と4期にわたって変化したこと、しかも銭から米の使用に大きく変化したのが、それぞれ永禄12（1569）年・元亀2（1571）年・永禄11（1568）年であったことを明らかにされた。また、奈良では高額取引の場合には米、少額取引の場合には銭が使用される傾向があり、京都では米使用が支配的な時期でも「路銭」（旅費）はすべて銭が使用されていること、さらに16世紀後半の近江における貨幣流通に関する藤田五郎氏の見解を裏づける事実が確認できないことを述べられる。そして第四章では、三章までの結果をふ

まえて西日本各地の取引手段の変化を検討され、畿内各地および畿内周辺地域、さらに中国・四国・九州地方においても同様の傾向が見られるものの、伊勢国では16世紀後半に銭の使用から金の使用に変化するなど特殊な事例の存在を指摘される。

また、第五章では貨幣流通の変化が当時の社会や経済に及ぼした影響を検討され、奈良では米の使用が支配的になるとカケ売りの定着や銭・米の換算基準の設定が見受けられ、京都では年貢・公事が銭納から米納に変化し、近江国菅浦や河内国でも同様であることを明らかにされたほか、第六章では多聞院日記と菅浦文書を中心に分析され、米価は16世紀後半を通じて全体としてゆるやかな低下傾向にあり、商品取引における銭使用から米使用への変化や金利の急激な低下、そして善銭を凌駕するほどの悪銭の流通という三つの経済現象がほぼ同時期に起こっていたことの重要性について指摘される。

そして第七章では、1560年代の終わりごろから1570年前後における銭から米による支払いへの変化は、流通界が撰銭禁令に抵触せず取引をおこなうために米を取引手段として使用するようになったからであり、1580年代の米使用が支配的な時期における一時的な銭使用は、不作による米不足のため銭が使用されたものと、取引手段の変化原因を述べられ、第八章では前章の結論を改めて確認した上で、これは中国貨幣に依存した日本中世貨幣流通の限界を示すものであり、貨幣体制を立て直すためには新しい貨幣体系が必要であり、そのためには徳川幕府の貨幣政策を待たねばならなかったと述べられる。

続いて、近世貨幣流通の実態へと論を展開され、第九章では領国貨幣と近世三貨通用体制成立の問題を取り上げ、17世紀の貨幣流通状況を西日本を中心に土地売り渡し証文を素材に検討され、銀の使用は山城国がもっとも早く、京都を中心にしだいに周辺の地域に普及したことが、幕府の通用禁止政策により領国貨幣が取引に使用されなくなるが、甲斐国は甲州金の使用など例外であったことを指摘されたほか、第十章では、金遣い経済圏と銀遣い経済圏は金や銀が一般に普及し始めた17世紀初頭に成立したが、同世紀後半には早くも両経済圏の境界付近で崩壊の兆しが見られたこと、また単独の銀使用の場合は高額

貨幣として使用され、金・銀併用の場合は小額貨幣として銀が使用されていたことを指摘される。

そして終章では、17世紀から18世紀における貨幣流通について整理し、近世の貨幣流通の多様性を指摘されるほか、金遣い経済圏と銀遣い経済圏の問題と、16世紀後半に生じた銭から米使用への変化と石高制の成立との関連について述べられる。

### III 研究史上の意義と課題

本書の研究史上の意義は、貨幣流通史を銭貨から金銀貨への単線的な展開として捉えるのではなく、そこに米の通貨的使用の事実を確認し、特にそれが1570年前後に突如出現した現象であることを実証的に明らかにされたことである。それは単に貨幣流通の面だけでなく、撰銭令(撰銭禁令)の効力の問題、さらには米の持つ機能や特性、そして石高制の成立との関連を検討する上で、ある種画期的な「発見」であった。また、近世初頭における領国貨幣としての金銀の流通状況や、金遣い経済圏と銀遣い経済圏の境界に位置する国々についても、膨大な土地売券史料をほぼ一国単位で統計処理することによって検証され、その結果には目を見張るものがある。

ただ、そこにまったくの疑問を感じないわけではない。たとえば、第一～四章において、奈良・京都・近江国菅浦をはじめ西日本各地で取引手段が1570年前後に銭から米に急激に変化したこと、その後一時的に銭での取引が復活しながら再び米、そして銀へと変化していく過程を実証され、しかも米使用の変化がもたらした社会経済的影響にも言及されているが、肝心の取引手段の変化の原因については、にわかになんて納得できない面がある。氏は、近江・奈良・京都での銭使用から米使用への変化がそれぞれ浅井氏・興福寺・織田氏の撰銭禁令の約二年後に生じていることに注目し、撰銭禁令については実現したかどうかよりもその強制力の存在を重視し、流通界が禁令に抵触しないよう銭以外の取引手段として米を選択したことに変化の原因を見出された。しかし撰銭禁令は、周知のように文明17(1485)年の大内氏発令のものをはじめ、たびたび発令された室町幕府法令、そしてそのほかにも多数の事例が知られており、法の強制力という点からも、これら禁令と

先の三つの禁令との差異について具体的な説明が必要であろう。

また、第九・十章では、「いつごろから農村にまで貨幣が普及したのかをみるため、農村の史料を中心に分析したい」と、主に農村における土地・屋敷等の売渡し証文を素材に各国の貨幣流通状況を検討されている。確かに、農村での流通が社会一般への浸透を意味するのであろうが、やはり流通経済の変化はまず都市に現れ、都市を通じて広がるのであり、流通経済上の変化速度や浸透度合は農村と都市では大きく異なると思われるが、その違いについては本書全体を通じて特に考慮されていないように思われる。「撰銭」をめぐる混乱もまずは商品取引を行う商人が多数居住・活動する都市部において発生するのであり、それは銀の流通についても同様である。氏は、銀の使用は京都がもっとも早く、しだいに周辺地域に普及すると理解されている。確かに、当時京都で高額商品取引が盛んであったことは否定できないが、京都以外でも海外に開かれた港湾都市では有力商人の取引用通貨として銀が使用されていたはずであり、その流通はやがて大名城下町や地域市場にも及んだのであり、豊臣政権や地方大名の財政運営の状況をふまえるならば、17世紀以前においても銀の国内循環は相当活発であったと理解される。したがって、都市における銀の流通を考慮するならば、16世紀第4四半期頃には西日本各地で確認できるであろうし、しかも京都から地方へという単純な広がりではなく、対外貿易港を有する地域を起点とした広がりも多数存在していたように思われる。以上が、本書全体を通読した上での率直な感想である。

#### IV 将来への展望

では、本書の成果に学びながら、これからの貨幣流通史研究の課題について、いくつか述べてみたい。

もっとも重要なことは、中近世移行期における銭貨と金・銀、そして米の流通実態と、それに対する中央政権や地方大名など公権力の対応について、財政運営や権力編成の観点もふまえながら、時代を追って段階的かつ具体的に明らかにすることである。

それにはまず、織田信長の永禄12(1569)年法令をどう理解するかが鍵となる。すなわち、いかなる

貨幣流通状況のもとで発令され、いかなる効力を持ち、その影響がいかなるものであったか、である。この法令については、積極的評価と消極的評価に二分される。筆者は、銭貨については従来の等価値使用の原則を放棄して銭貨間の換算値を公定したほか、唐物をはじめとする高額商品の取り扱いに金銀が利用される現状をふまえて銭貨と金銀貨の交換比率を公定したものであり、それは多種類の銭貨が価格差をもって流通する状況を物語るだけでなく、高額商品用の金銀貨と一般商品用の銭貨という、商品の価格レベルに相応する通貨の存在を明確に示すものと理解している。氏は、京都における取引手段の銭から米への変化の背景にこの法令を位置づけているが、その因果関係を語るのには容易ではない。すなわち、法令では米の通貨的使用の禁止が特に強調されており、流通界が法令に抵触しない対応をするのであれば、米使用への変化原因を法令発布とする氏の見解とは整合しない。むしろ、近江・奈良において米の通貨的使用が起り始めた状況をふまえて、信長が発令したと理解できるのではないか。いずれにせよ米使用への変化の背景には銭貨信用の急激な失墜があるが、それについては信長上洛の影響という説も含め、さまざまな角度から検討する必要がある。

次に、豊臣政権の貨幣政策と石高制成立との関係である。政権が国内の主要な金銀鉱山を直轄化して、重量と品位を保証した法貨としての金銀貨を鑄造・発行したことはよく知られているが、当該期における銭貨流通の実態や政権の銭貨政策について具体的に論じられたことはない。しかし、第一次朝鮮侵略戦争時における次夫・次馬・次飛脚・次船制で「精銭」基準規定を設けるなどわずかではあるが、政権の銭貨政策の一端を知ることは可能である。「撰銭」状況が解消されないなか、金銀貨が銭貨に替わり主要貨幣としての地位を占め、政権も金銀と米による財政運営を展開したものと理解されるが、その状況をさらに具体化する必要があるし、同時に諸国の大名領国でも貨幣流通の実態と大名権力の貨幣政策や財政運営状況について検討しなければならない。

そして、当該期の貨幣事情と密接な関係を持つと思われるのが石高制の成立である。氏も、終章で取引手段の米への変化と石高制成立の関連について付

言されているが、貨幣が本来価値尺度の性格を有し、石高が米穀量を基準とする価値尺度である以上、米の通貨の使用に着眼された氏であれば当然想起される問題であろう。筆者も、かねてから貨幣流通に対する公権力の対応を考える際には流通経済や領主財政の面だけでなく権力編成の視点が必要と考えていた。すなわち、貨幣額ではなく米穀量がなぜ権力編成の原理として豊臣政権によって採用されたのか、統一政権誕生時の貨幣流通の実態をふまえて再検討しなければならない。貫高を権力編成の基本原則とした戦国大名は多数知られるが、もともと錢納額に由来する貫高の場合、流通錢貨による実際の錢納額を算定するためには常に換算値を必要とする。そのため錢貨種別による価格差が存在し、さらに錢貨に対する信用も失墜した環境では、貫高は普遍的な価値尺度とはなりにくい。また金銀貨は高額貨幣として徐々に流通しながらも、未だ社会に定着していない。それに対して、米は常に高い商品価値をもち、時として貨幣に替わる交換媒体として通用する長い歴史があった。筆者としては、豊臣政権が権力編成の基本原則として石高制を採用した背景をこのように理解するが、さらに吟味する必要がある。

そして最後に取り上げたいのが中近世移行期の錢貨、特に低品位錢貨の問題である。当該期にはさまざまな錢貨が異なる価値をもって流通・通用しており、そこには遠隔地交易には適さないが、地域経済圏内での取引には有効な錢貨が存在し、しかもその流通状況は江戸幕府成立後も継続したものである。近世初期の領国貨幣は金銀貨が注目される傾向にあるが、錢貨の存在も重要で、江戸幕府が公鑄錢貨を鑄造・流布させるために実施した事前の環境整備について具体的に明らかにする必要がある。氏が第六章で指摘されたような善錢を凌駕するほどの悪錢の流通、すなわち低品位錢貨の広範な流通は、たとえば毛利氏領国における南京錢のように、16世紀後半以降各地で確認できるものと思われ、そうした事例をさらに検出・蓄積していかなければならない。

近年、京都・鎌倉・博多・堺で出土した錢貨鑄型が国内錢貨鑄造の事実を裏づけるものとして注目されている。また、昨年12月に開催された出土錢貨研

究会第8回研究大会でも模鑄錢がテーマとなり、本錢との比較分析の精度がさらに増してきているように見受けられた。ただ、流通経済史の面から言えば、むしろ明らかに低品位と認識される錢貨でも取引手段として使用されていた事実が重要である。問題はその実体であるが、たとえば出土錢貨のうち無文錢あるいは輪錢と呼ばれる低品位錢貨の存在が注目され、今後全国規模での出土事例の蓄積が望まれる。

このように、中近世移行期の貨幣流通については未解明の部分が数多く残されている。したがって、本書の登場はこの分野の研究をさらに活発化させるものであり、本書に学ぶ我々は諸問題の解明に向けて大きな責任を自覚しなければならないのである。(勁草書房、2001年6月刊、A5判、284頁、4200円)